

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R6管内クライアントPC1式賃貸借
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	令和6年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	富士電機ITソリューション株式会社 東京都千代田区外神田6-15-12
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	20,129,791円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>本件は、私的端末の業務利用禁止の政府方針に沿うように実施しているクライアントPCの入替が済むまでの間、再リースを行うものである。</p> <p>ノート型PCへの入替は、R5-9管内クライアントPC賃貸借において、令和6年2月より運用を開始しているが、半導体不足による価格高騰により調達可能なPCの数量が減となった。</p> <p>このことから、R6-9管内クライアントPC賃貸借で調達可能となる令和6年6月末までの間、継続して既存クライアントPCを使用する必要が生じたものである。</p> <p>既存クライアントPCの導入に関しては、令和元年度にWTO総合評価落札方式により上記業者と賃貸借契約を締結済みである。既存のクライアントPCは、関東地方整備局の運用環境に合わせた設計仕様に基づき、運用試験及び調整を経て構築されたものであり、安定的稼働が確認されている唯一の環境である。市場調達が可能である別途の機器類を用いて新たに同様の環境を調達するには多大な費用・期間を要する。</p> <p>クライアントPCの運用は、現在の契約が終了する翌日の令和6年4月1日から切れ目無く開始されることが必須であり、同日から新たに業務契約をする場合であっても、この時点から必要な環境を準備する必要がある。</p> <p>よって、上記以外の者から調達をしたならば、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため、下記適用法令に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。</p>
備考	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。  
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。